

第5章 地震・津波災害対策計画

第1節 目的

本計画は地震及び津波による災害発生時の迅速かつ的確な応急対策の実施と、災害発生
の未然防止及び被害の軽減を図る予防対策を加え、震災時における町民の生命、身体及び
財産の保護を図ることを目的とする。

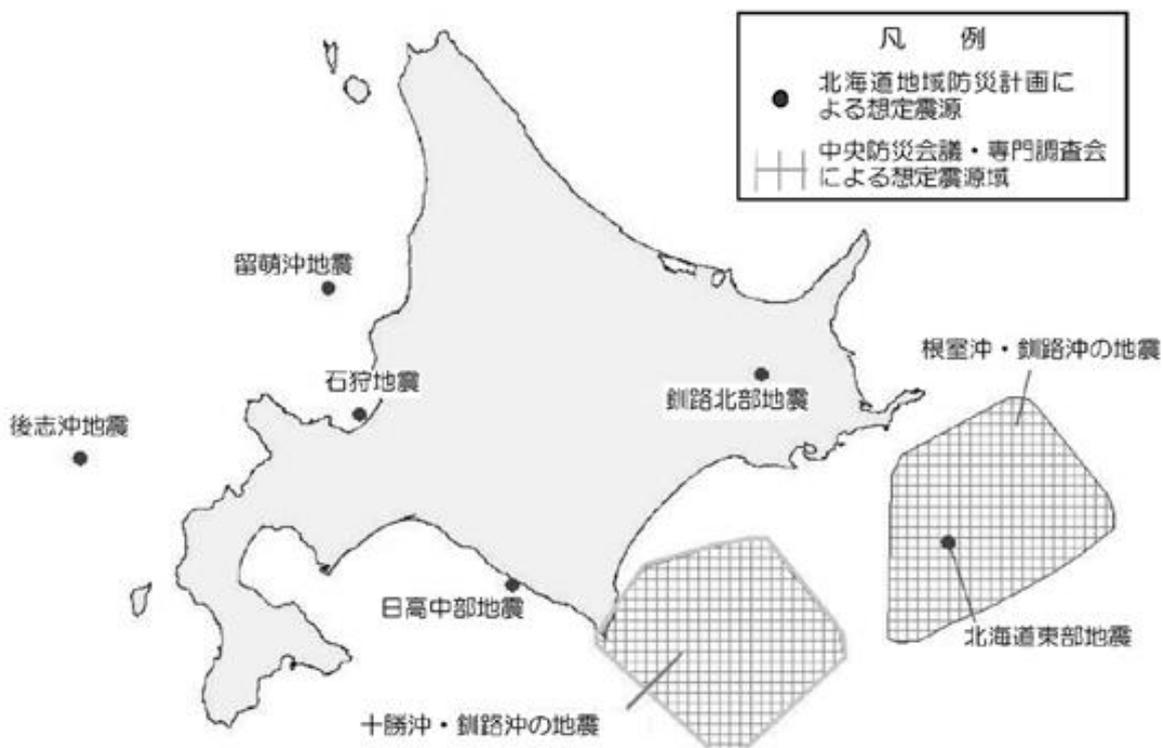
第2節 被害想定

1 地震の想定

道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の
専門調査会による既往の6つの海溝型地震と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層と
しての9つの断層帯を道内で想定される地震としている。

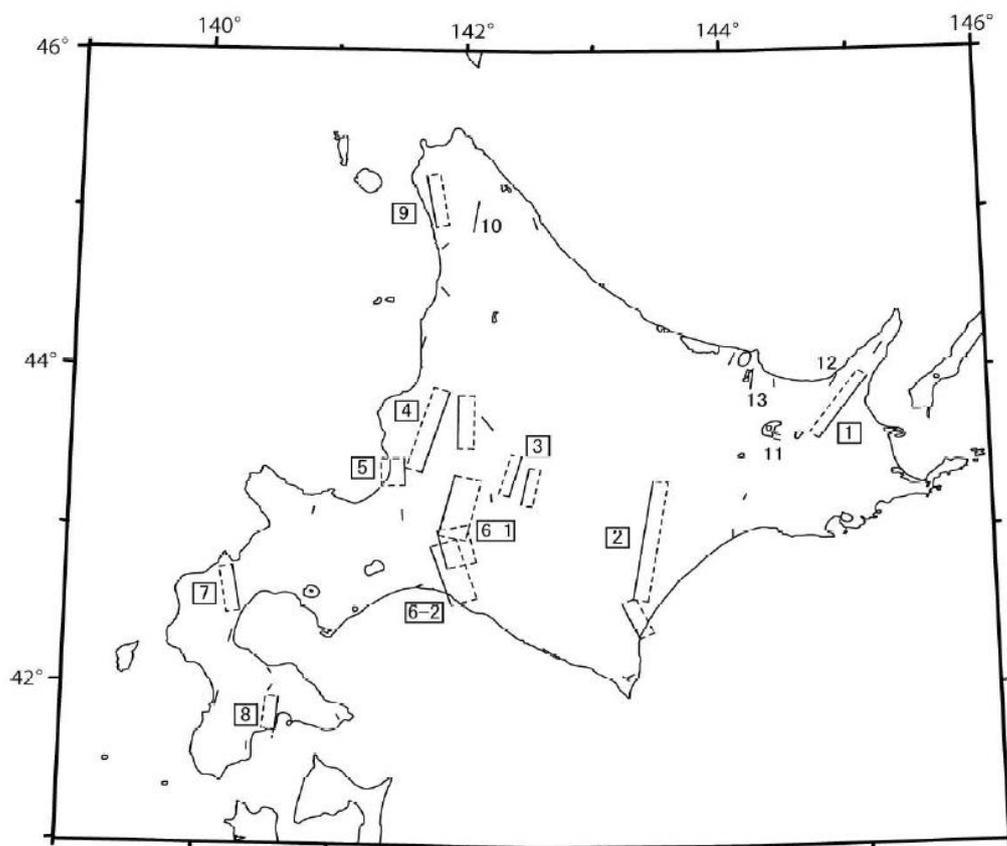
なお、中央防災会議での、北海道における想定震源及び想定震源域は図1のとおりとな
っている。

図1（中央防災会議での想定地震位置）



また、地震調査研究推進本部での想定地震位置は、図2のとおりとなっている。

図2 (地震調査研究推進本部の想定地震位置)



(2) 被害の予測

①想定地震による震度

平成19年度に北海道立北方建築総合研究所が作成した「市町村揺れやすさマップ(福島町)」による、北海道、中央防災会議及び地震調査研究推進本部の想定地震による震度(役場周辺)の想定地震による震度は次のとおりとなっている。

地域名	位置	規模
北海道東部	北緯 42.5 度 東経 146 度	M8.25
釧路北部	北緯 43.5 度 東経 144.5 度	M6.5
日高中部	北緯 42.25 度 東経 142.5 度	M7.25
石狩	北緯 43.25 度 東経 141.25 度	M6.75
留萌沖	北緯 44 度 東経 141 度	M7.0
後志沖	北緯 43 度 東経 139 度	M7.75

○北海道、中央防災会議の想定地震による震度（役場周辺）

想定地震名	石狩地震	北海道東 部地震	釧路北部地 震	日高中部 地震	留萌沖地震	後志沖地 震	十勝沖・釧路 沖の地震	根室沖・ 釧路沖 の地震
計測震度 (役場周辺)	2.2	1.8	0.3	2.8	1.9	3.4	3.6	2.2

○地震調査研究推進本部の想定地震による震度（役場周辺）

断層の名称	標津 断層 帯	十勝平野断層 帯主部		富良野断層帯		増毛山地東縁断 層帯		当別 断層	石狩低地東縁断 層帯		黒松 内低 地断 層帯	函館 平野 西縁 断層 帯
		十勝 平野 断層 帯主 部	光地 園断 層	富良 野断 層帯 西部	富良 野断 層帯 東部	増毛 山地 東縁 断層 帯	沼田一 砂川付 近の断 層帯		石狩低 地東縁 断層帯 主部	石狩低 地東縁 断層帯 南部		
計測震度 (役場周辺)	1.4	2.7	2.0	2.1	2.1	2.8	2.3	2.1	3.1	2.5	3.5	4.6

※ただし、気象庁の震度階級と計測震度との関係は以下の通りです。

気象庁の震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	—4.4	4.5—4.9	5.0—5.4	5.5—5.9	6.0—6.4	6.5—

②平成18年度津波シミュレーション及び被害想定調査（北海道太平洋沿岸西部）

北海道において平成18年度に行われた「津波シミュレーション及び被害想定調査業務（北海道太平洋沿岸西部）」による被害想定は、次のとおりである。

想定した3つの地震のうち、町に最も大きな被害を及ぼす地震は「青森県西方沖地震」（M7.7）であり、建物被害は、建築物全体の全壊棟数が36棟、半壊棟数が87棟で、人的被害は死者数3人と想定される。

（単位：人）

地震のタイプ		青森県西方沖	三陸沖北部	500年間隔
建物被害 (構造物効果 なし)	全壊	36	0	0
	半壊	87	7	0
	床上	59	52	33
	床下	167	42	39
人的被害 (夏期)	死亡	3	0	0
	重傷	4	0	0
	中等	9	0	0

※ 建物被害は構造物効果なし、人的被害は夏期の調査結果

また、同シミュレーションで示された、各地区の最大遡上高及び影響開始時間は次

のとおりである。

	青森県西方沖	三陸沖北部	500年間隔
月崎	2.2m (29分)	1.1m (52分)	0.8m (84分)
吉岡	3.4m (29分)	1.0m (57分)	0.8m (83分)

③平成24年度 北海道太平洋沿岸に係る津波浸水予測改訂

北海道では、甚大な被害をもたらした東日本大震災を踏まえ、「二度と想定外を起こさない」との考えのもと、北海道太平洋沿岸に係る津波浸水予測図の見直しを行い平成24年6月28日に公表した。

これは、北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、できるだけ安全サイドに立って最大クラスの津波による波高と浸水域を想定している。

この想定で示された、各地区の最大水位、影響開始時間及び第一波到達時間は、次のとおりである。

	最大水位	影響開始時間	第1波到達時間
月崎	3.9m	56分	73分
吉岡	3.2m	57分	76分

④平成28年度 日本海沿岸の津波浸水予想図の見直し

北海道日本海沿岸に影響を及ぼす津波の浸水予測については、平成22年3月に設定しているが、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査など科学的根拠に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定することとし、津波浸水予測図の点検・見直しを進めてきた。

見直しにあたっては、北海道立総合研究機構地質研究所が平成24年度から25年度に実施した津波堆積物調査の結果を踏まえ、国が公表した津波断層モデルを基本としながらも、道として「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」による津波の経験等を踏まえた視点を加えた上で津波断層モデルを設定し、平成28年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

上記の結果を防災マップに反映する。

第3節 災害予防計画

地震及び津波による災害発生及び拡大の防止を図るため、第3章「災害予防計画」の定めるところにより実施し、災害予防対策の推進を図るものとする。

基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町内における地震（津波）災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的、かつ、計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

1 地震に強いまちづくり

町は、地震に強いまちづくりに取り組むために、次の予防対策の推進に努めるものとする。

(1) 建築物等の安全化の促進

ア 町は、不特定多数の者が使用する施設及び学校並びに医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。

イ 町は住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を推進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 町は、福島町耐震改修促進計画等に基づき、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、既存建築物の耐震診断・耐震補強・不燃化等の促進に努める。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき指導、助言等を行う。

エ 町は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化対策に努める。

(2) 公園等の整備

町は、震災時における避難場所・災害応急対策活動拠点等として防災上重要な役割を果たす公園、広場を防災まちづくりの一環として、より充実整備に努める。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の計画的な整備推進

町は、各町内会地域の既存避難場所及び防災拠点となる避難所に指定している公共施設の耐震化・不燃化等の計画的な整備促進に努める。

特に福祉センターについては、耐震化・不燃化等の整備とともに、施設のバリアフリー化、備蓄食料や防災資機材の整備にも努める。

(4) 主要交通の強化

町は、防災関係機関等の協力を得て、道路、橋梁等の基幹的な交通施設用の整備に当たって、耐震性の強化や多重性代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(5) 通信・上水道等の機能の強化

町は、防災行政無線等通信施設や上水道施設等の機能の確保を図るため、震災時応急体制の確保、主要整備の耐震化、復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

また、緊急地震速報について、町民がこの情報の特徴を理解して的確な行動が取れるよう、普及啓発を進める。

(6) 地盤の液状化対策の推進

地震による地盤の液状化現象は、一般的には砂質土地盤で地中から地下水や砂が噴出することにより、急激に周辺の地盤支持力が失われる現象をいう。

この液状化の発生地点は、過去の大きな地震発生では震度5弱以上のときに埋立地や旧河道等に集中して発生している特徴が知られているため、港湾地区の埋立地をはじめ、その他の地域でも地形、地質の分布状況を把握のうえ、十分警戒する必要がある。

また、地域住民、建築物等設計・施工業者等に対してパンフレット等の作成配布、講習会等の開催により知識の普及を図るなどの液状化対策を推進する。

なお、液状化対策としては、大別して次の3つの工法が考えられる。

- ・ 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- ・ 発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策
- ・ 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

対策工法の選択においては、現地の地盤等を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を検討し、相互に判断し、液状化対策を推進する必要がある。

(7) 漁港の整備

町は、防災関係機関等の協力を得て、漁港の整備に当たって、輸送施設を含めた耐震性の強化を図り、漁業活動の早期再開や緊急物資の輸送手段の確保に努める。

2 予防対策の推進

町は、地震による災害発生の未然防止や被害の軽減を図る予防対策として、第3章「災害予防計画」の定めるところにより、各種予防対策の計画的な推進を図るものとする。

(1) 地震、津波等による災害が予想される重要警戒区域及び整備計画については、第4章第3節「重要警戒区域及び整備計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。

(2) 積雪時における地震の発生の場合、積雪による避難場所、避難道路等の確保に支障が生じることが懸念されるため、第3章第5節「雪害対策計画」の定めるところにより、雪害対策等の推進に努める。

(3) 地震に起因して発生する多発火災、大規模火災、危険物火災等を防止するため、地

震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等の火災予防対策等については、第4章3節「重要警戒区域及び整備計画」、第3章第11節「消防計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。

(4) 地震災害応急対策を円滑に実施するため、第3章第2節「防災訓練計画」の定めるところにより、単独または関係機関と緊密な連絡をとり各種防災訓練を実施し、地震防災についての知識及び技能の向上並びに防災意識の普及と向上に努める。

(5) 地震防災諸活動を円滑に行い、かつ地震防災の成果をあげることを目的として、第3章第1節「防災思想普及・啓発計画」の定めるところにより、防災関係者及び町民に対して災害予防及び応急対策等の防災知識の普及・啓発に努める。

(6) 地震発生時における要配慮者の安全の確保については、第3章第15節「避難行動要支援者等の要支援者に関する計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。

(7) 町民は、第3章18節「町民の心構え」の定めるところにより、「自らの身の安全は自らが守る。」「備えあれば憂いなし。」が基本であるとの自覚をもち、平常時より地震災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することに努めるものとする。

(8) 地震災害発生の防止や災害発生時の被害の軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る。」という精神のもとに町民や事業所等が自主防災組織を結成、活動することが極めて重要であり、第3章第16節「自主防災組織指導育成計画」の定めるところにより、その普及啓発及び指導育成の推進に努める。

(9) 地震に対する心得

地震の時の心構え

- ・ まず、身体を守る。
- ・ すばやく火の始末をする。
- ・ 非常脱出口の確保をし、家族の安全を確認する。
- ・ あわてて外に飛び出さない。
- ・ 避難は徒歩で、携帯品は限られたものにし、「手軽」にする。
- ・ せまい路地、塀のわき、崖ぶちを避ける。
- ・ 山地では山くずれ、傾斜地では崖くずれに注意し、危険が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。
- ・ 低地では出水等による浸水に注意する。
- ・ 防災関係機関等の確実な情報に従い、あわてず、冷静に行動する。
- ・ 行動は誘導者等の指示に従い、流言飛語による軽はずみな行動をやめる。
- ・ 秩序を守り、老人、幼児、傷病者、女性、子供を助けるなど、隣近所でお互いに助け合う。

地震に対する普段からの心構え

- ・ 家の中の防震、防火の安全対策をしておく。
- ・ 隣近所と相談しておく。
- ・ 避難場所、避難路、連絡方法等を家族で確認しておく。
- ・ 非常持出品、非常備蓄品を準備・点検し、いざというときすぐ持ち出せるようにしておく。
- ・ 防災訓練、防災講習会、救急研修会等に参加するよう心がける。

(10) 津波対策の対象地域は、原則として海岸区域の全域とし、その災害予防対策に関しては次のとおりとする。

ア 津波警戒等受伝達に関する対策

(ア) 津波警報等の正確な伝達を図るため、警報等の種類並びに標識（サイレン等）について必要な機器を通じて、その周知徹底を図るものとする。

(イ) 特に津波警報等の迅速、確実な伝達を期するため、防災行政無線施設による連絡体制の確認を行うとともに、広報車、消防車、サイレン等の広報媒体の確保を図るものとする。

(ウ) 各防災関係機関は、地震配備体制に基づく休日、夜間の配備も含め、迅速な情報伝達を可能とする組織体制を確立するものとする。

イ 津波警報等と標識

ウ 津波避難、退避に関する対策

(ア) 沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等の早期かつ迅速な避難の実施を確保するため、地域団体、福島吉岡漁業協同組合等との連絡体制を強化し、緊急を要する場合は、自主的に避難誘導措置が講じられるよう指導を実施する。

(イ) 小型船舶の避難、安全性を確保するため、早期の沖合避難、係留船の係留綱補強措置、引き上げ固縛措置等の指導を実施する。

(ウ) 津波防災意識の啓発、広報、訓練に関する対策

a 「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全町民の津波に対する共通意識として定着するよう、次に示す「津波に対する心得」を基本とし、必要な機会を通じて啓発に努め、その周知を徹底する。

b 広報紙、防災パンフレット、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用するとともに、防災訓練等の機会をとらえて、津波に関する正しい知識、認識の啓発、対策の周知等を積極的に広報するものとする。

c 沿岸地域を重点として津波避難、誘導訓練には、地域住民を積極的に参加させる。

(11) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、その整備を重点的・計画的に推進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の推進を図る。

(12) 津波に対する心得

ア 一般編

- ・強い地震（震度4以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台に避難、緊急の場合は3階以上の強固な建物に避難する。
- ・地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台に避難、緊急の場合は3階以上の強固な建物に避難する。
- ・正しい情報をラジオ、テレビ、防災機関の広報等を通じて入手する。
- ・津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ・津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

イ 船舶編

- ・強い地震（震度4以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。
- ・地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、すぐ港外退避する。
- ・正しい情報をラジオ、テレビ、関係機関の無線などを通じて入手する。
- ・港外退避できない小型船舶は、高い所に引き上げて固縛するなどの最善の措置をとる。
- ・津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
 - ※ 港外・水深の深い、広い海域へ。
 - ※ 港外退避、小型船舶の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第4節 災害応急対策計画

地震及び津波による災害発生時に、本計画の定めるところにより、迅速かつ的確な応急対策を実施し、町民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

1 災害対策本部の設置

町長は、地震による災害が発生し、または津波のおそれがある場合、第2章第2節「災害対策本部」で定める設置基準に基づき本部を設置し、防災関係機関と緊密な連携のもと応急活動体制を確立し、応急対策を実施するものとする。

また、本部組織及び運営、各部の主な所掌事務、廃止の時期、設置及び廃止の通知及び公表、本部の名称等についても第2章第2節「災害対策本部」の定めるところによる。

災害対策本部設置基準

- ・ 災害が広範囲な地域にわたり発生、または拡大するおそれがあり、その対策を要するとき。
- ・ 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- ・ 町内域に震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発表されたとき。
- ・ 気象、地象、水象に関する特別警報を受けたとき。もしくは、特別警報の発表が想定されるとき。
- ・ 気象、地象、水象についての情報、または警報を受け、非常配備の必要があるとき。

2 災害情報連絡室の設置・廃止等及び設置基準

町長は、地震が発生し、または津波のおそれがある場合、次の設置基準により、「福島町災害情報連絡室」を短期間設置する等の体制をとるものとする。

災害情報連絡室の体制及び廃止の時期については、町長がその都度必要に応じて判断し、指示をするものとする。

- (1) 災害が発生するおそれがあり、災害情報の収集や災害対策を要する事態の発生等に備え速やかな連絡体制の確保等を要するとき。
- (2) 町内域に震度4の地震が発生したとき、または津波注意報が発表されたとき。
- (3) 災害対策本部廃止後も、災害発生後の情報等収集や再度対策を要する事態の発生等に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき。

3 災害対策本部の配備体制

配備基準及び配備体制は、第2章第2節「災害対策本部」に定めるところによる。

4 通信連絡対策

(1) 通信連絡の方法

災害時の通信連絡は、第4章第2節「災害情報等の収集及び伝達計画」に定めるところとし、防災行政無線、有線電話、無線電話等のうち、最も迅速であるものを選定し、伝達を図ることとする。

(2) 有線電話途絶時の連絡

有線電話が途絶した場合の通信連絡は、防災行政無線、消防無線、警察無線等を活用し実施する。

ア 災害調査班等の派遣

災害現地の実態を把握するため、災害調査班等を派遣して被害状況等を調査・報告する。

イ 調査班は、第2章第2節「災害対策本部」に定めるところにより、災害の実情に応じて編成し派遣する。

ウ 放送局、無線関係者との協力体制の確立

放送局、新聞社との情報連絡体制を緊密にするとともに、北海道地方非常無線通信協議会の組織を通じ、関係機関の応援を求める等、通信の万全を図るものとする。

エ 機動力による通信連絡

災害時の交通不可能地域及び通信連絡不能地域の災害状況を把握するため、航空機、ヘリコプター、船舶等を活用し通信連絡を図ることとする。

5 広報活動対策

災害時の被害地域の混乱防止及び迅速な避難救出活動を図るため、次により適切な広報活動を実施する。

(1) 広報の準備

広報車等の諸設備は、緊急時においても直ちに出勤できるよう、平常時から点検、整備を行い、また、直ちにその職員を確保できる体制をとり、初動広報活動に万全を期するものとする。

(2) 広報内容

広報内容の主なものは次のとおりである。

ア 津波に関する情報（予報、注意報、警報、危険区域等）

イ 避難場所等について（避難場所、位置、経路等）

ウ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込時期、道路交通状況、通話可能区域）

エ 火災状況（発生箇所、避難指示等）

オ 電気、水道施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）

- カ 医療救難所の開設状況
- キ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- ケ 河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- コ 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

(3) 広報の方法

広報の方法は、第4章第4節「災害広報計画」に定めるところにより実施する。

6 消防対策

地震による被害が大規模となるのは、市街地における火災の同時多発及びこれに基づく延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。これら火災発生時及びその拡大を最小限に食い止めるため初期消火活動を迅速に行う事であり、第3章第10節「消防計画」及び第7章第7節「林野火災対策計画」に定めるところにより万全な活動を実施するものとする。

7 避難対策

町長は、地震の発生に伴う火災、住宅崩壊、山崩れ、がけ崩れ、津波の発生により、住民に危険が切迫していると認めたときは、危険地帯の住民に対して、防災行政無線等によりただちに避難先を明示して立退き勧告または指示するものとする。

津波は、地震地等によりその到達時間に差があるため、一早く高台に避難できる避難路の整備に努める。また、津波避難計画の策定にも努める。

(1) 避難勧告または指示の周知徹底

ア 周知の方法

第4章第6節「避難対策計画」の定めるところによる。

イ 勧告または指示の内容

避難対象地域（地区）、避難先（場所）、避難経路理由とその他注意事項

(2) 避難場所の設定

町長は、災害時における避難場所の選定に当たっては、次の設定基準を勘案して設定するものとする。

ア 指定緊急避難場所

避難勧告または指示に先立ち一時的に避難を必要とするときは、別に定める避難場所のうちから、災害状況、気象条件等を勘案し最も適当と思われる場所を設定する。

イ 広域避難場所

指定緊急避難場所に危険が生じ、または生じるおそれがある場合、及び被害が広範囲にわたると予想される場合は、別に定める指定緊急避難場所のうちから、被害

状況及び当該施設の規模、構造、位置条件を勘案し、最も適当と思われる場所を設定する。

ウ 指定避難所

避難が長時間または長期間にわたると認められるときは、別に定める指定避難所のうちから、災害状況及び当該施設の規模、構造、位置条件を勘案し、最も適当と思われる場所を設定する。

(3) 避難経路の確保

警察官、消防職員、町職員は、迅速かつ安全に避難させるため交通の妨げや障害物等を排除するとともに、自動車の運転を停止させるなどして、通行の支障とならないよう避難路の確保に努める。

(4) 避難の方法

ア 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員・消防団員、警察官が当たるが、避難立退きの誘導にあたっては、老人、病人、及び婦女子等を優先的に行うこととし、避難誘導者は、円滑な立退きについて適宜に指導する。

イ 誘導の方法

避難所へ誘導する際の混乱を避けるため、その地域の実情に応じて安全な避難経路を2ヵ所以上設定し、広報車等により伝達するほか、要所ごとに目標地点を示す案内板等を設置し、避難場所において表示板等を掲げる。

ウ 移送の手段

(ア) 小規模の場合

避難は、個々に行うことを原則とする。ただし避難者が自力によって立退き不可能な場合においては、車両、船舶、ヘリコプター等によって行う。

(イ) 大規模の場合

被災地が広域で大規模な移送を要し、町単独で対応できないときは、道や近隣市町村に応援を求めて実施する。

エ 患者の避難対策

別記1に定める。

オ 児童・生徒の避難対策

別記2に定める。

8 津波応急対策

(1) 津波情報の収集に関する対策

ア 防災関係機関は、地震を感じた場合は、即時にテレビ、ラジオの聴取体制を確立し、的確な情報収集に努めるものとする。

イ 町長は、気象台の発表する津波予報によるほか、強い地震（震度4以上）を感じた場合または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で津波予報が発表されないときであっても、潮位観測等海面の監視並びに警戒にあたり、異常発見に努めるものとする。

ウ 各対策班は、強い地震により所管する関係施設の損壊が予想される場合は、直ちに班員を関係施設に派遣し、巡回調査を実施するものとする。

(2) 津波情報等の伝達に関する対策

ア 町長及び各関係機関は、津波予報及び海面監視情報等を早期に掌握し、防災行政無線施設、広報車、消防車、サイレン等により、各沿岸地域、河川流域周辺を重点として、迅速、的確な情報伝達活動を実施し、テレビ、ラジオ、町等の情報に注意するよう呼びかけるものとする。

イ 津波情報の伝達にあたり、津波の発生、襲来が確実視された場合は、規模の大小に拘らず、海浜からの早期退避を併せて呼びかけるものとする。

(3) 避難の勧告、指示等に関する対策

ア 町長は、津波警報等が発表された場合は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波災害編）」により、地域住民等に対して避難、立退きの勧告・指示等の必要な処置を取るものとする。

イ 避難の勧告指示にあたっては、津波警報の内容、海面の状態、地震による護岸等の損壊状況等から総合的に判断し、沿岸要避難地域を優先的に実施するものとする。なお、避難先については、別に定める避難場所のうちから、津波一時避難場所として指定する。

ウ 前各号の伝達は、町内会及び福島吉岡漁業協同組合等の協調、協力を得て、組織的に実施するものとする。

9 救出対策

救出対策については、第4章第7節「救助救出計画」に定めるもののほか、次により行うものとする。

(1) 住民等による救出・救助活動

被災者の救出救助活動は、原則として消防機関が実施するが、地震発生時においては、火災の同時多発、延焼等も予想され、また、地震の発生状況から被災地が広範囲にわたると予想されるので、消防機関による救出救助のほか、町長は住民等による自主的救出救助活動を促進するものとする。

ア 付近住民に対する協力依頼

報道機関、防災行政無線、広報車等により、住民に対し訴え、救出救助活動の協力を呼びかける。

イ 各種団体に対する協力依頼

町内会、日赤奉仕団、その他に対し協力を求める。

ウ 住民に対する協力要請

現場付近の住民に対して、基本法第65条に基づき、救出救助活動の協力を求めることができる。

(2) 応援要請

町長は、緊急に多数の住民を救出救助する必要があると認めた場合は、第4章第31節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求する。

10 避難行動要支援者等の配慮者への対策

第3章第15節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定めるところによる。

11 医療救護計画

第4章第18節「医療救護計画」に定めるところによる。

12 給水対策

第4章第13節「給水計画」に定めるところによる。

13 防疫対策

第4章第19節「防疫計画」に定めるところによる。

14 食料供給対策

第4章第12節「食料供給計画」に定めるところによる。

15 衣料、生活必需品等物資供給対策

第4章第16節「衣料、生活必需品等物資供給計画」に定めるところによる。

16 廃棄物処理対策

第4章第20節「廃棄物処理等計画」に定めるところによる。

17 行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理並びに埋葬対策

第4章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」に定めるところによる。

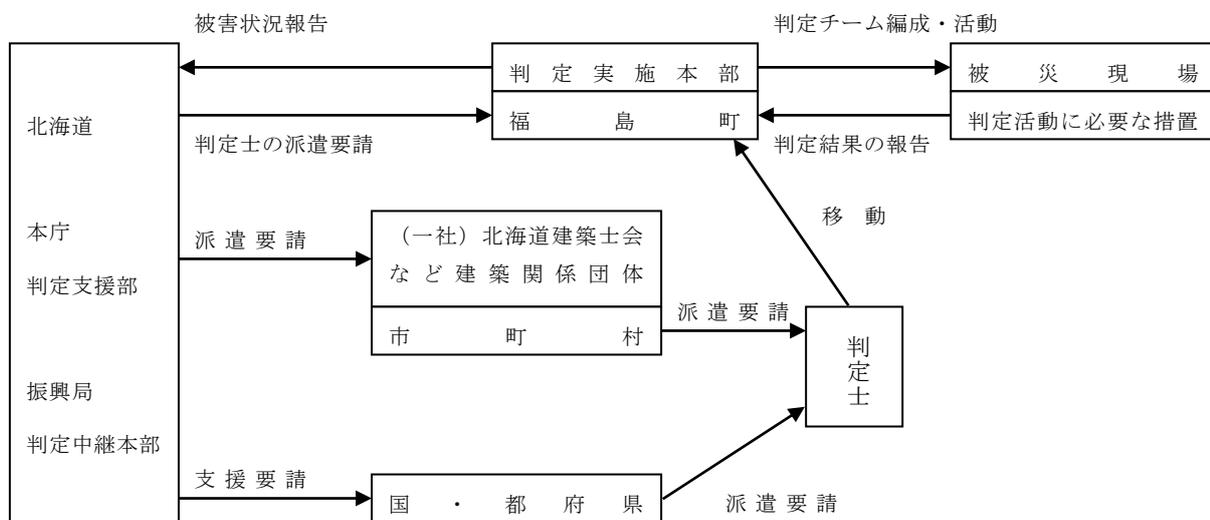
18 障害物除去対策

第4章第26節「障害物除去計画」に定めるところによる。

19 被災建築物安全対策

町長は、被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定士による応急危険度判定の実施を、北海道及び建築関係団体の協力を得て行う。

応急危険判定の活動体制は、次のとおりとする。



(1) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」の3色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすいところに貼付する。

なお、3段階の判定内容は、次のとおりである。

- ・危険「赤」：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

- ・ 要注意「黄」：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
- ・ 調査済「緑」：建築物の損傷が少ない場合である。

20 輸送対策

第4章第10節「輸送計画」に定めるところによる。

21 文教対策

第4章第22節「文教対策計画」に定めるところによる。

22 被災宅地安全対策

第4章第24節「被災宅地安全対策計画」に定めるところによる。

23 自衛隊派遣要請対策

第4章第31節「自衛隊災害派遣要請及び活動計画」に定めるところによる。

24 危険物等災害対策計画

第7章第5節「危険物等災害対策計画」に定めるところによる。

25 その他必要な対策

その他必要な対策については、第3章「災害予防計画」及び第4章「災害応急対策計画」により実施し、震災時の応急対策に万全を期する。

別記1 患者の避難対策

地震災害のため病院等において、緊急の避難の必要がある場合は、次により迅速、適切な措置を講ずるものとする。

1 地震直後の措置

病院等の施設に収容されている患者の多くは、起居動作の不可能または困難な傷病者、高齢者及び幼児であり、地震が発生した場合、病院等の施設管理者は、特に迅速、的確に施設及び地域の被害状況を把握し、患者に対しては極度の恐怖心、不安感をなくすよういたわり、また避難するための輸送車両並びに搬送用タンカその他必要資機材の確保、医師、看護師等職員の確保に努める。

(1) 非常扉の開放等

災害発生後、直ちに非常扉を開放し、避難を円滑にする。

(2) 患者の区別

患者等の病状及び身体の状態に応じ区分の上、避難体制を整える。

(3) 施設の保安

電気、配管設備等について、異常の有無を確認するとともに火気危険物等の保安措置を講ずる。

(4) 情報の収集及び周知

災害情報及び院内の災害情報を収集し、院内放送等により災害状況を周知する。

(5) 患者に対する措置

患者等には落下物、倒壊等のおそれのある所から遠ざけるとともに、布団等を頭上にのせ落下物に注意させる。

2 避難行動の措置

病院等の施設管理者は、被災の状況、実態の推移から判断して避難する必要を認めた場合は、患者の病状等の区別に応じ誘導員その他健康管理に必要な職員を同行させ、所定の避難所または他の安全な医療施設に移送する。

(1) 単独行動に対する注意

災害の状況を患者等によく周知し、患者等が個々に行動しないように注意する。

(2) 患者の誘導

避難を要する状況に立ち至った時は、避難経路を的確に把握して患者等を移送する。避難の際には、担送患者、子供、老人等を優先的に誘導する。重傷患者は、屋内運動場等屋内に避難誘導する。

(3) 携行品

避難者には、必要に応じて防寒具（毛布等）雨具を携行させ避難させる。

別記2 児童、生徒の避難対策

地震災害により、小学校、中学校、高校等の管理者は、次の事項留意のうえ、児童、生徒を迅速、適切に避難させるものとする。

1 第一次避難

(1) 地震発生時

両手を後頭部にあて、机の下に身をかくさせるとともに、非常口の扉、特に一階の窓を開放し緊急避難に備える。

(2) 地震発生後の措置

地震発生後は、職員は児童、生徒をグラウンドに誘導し集合させ、人員の確認、施設内を巡回して残留している児童、生徒のほか、火気の始末等を確認し、次の事項を行う。

ア 人員の確認と点呼

児童、生徒の掌握は最も重要であり、緊急に行わなければならない。グラウンドに集合の上、直ちに各学級等の単位別に生徒委員等により能率的な人員点呼を行う。

また、児童、生徒の中には恐怖のため職員等の指示も耳に入らず、衝動的に校外に逃避することも予想されるので、職員等は十分に児童、生徒を掌握する。

イ 火災発生の防止

地震の発生と同時に、職員は校内の全ての火気の消火、電源の切断、ガス栓の密閉及び理科室内の発火しやすい薬品等についても同様に行う。

ウ 非常用携行品

避難旗、懐中電灯、呼笛、出欠簿

2 第二次避難

学校長等は、第一次避難を完了したときは、速やかに地域の被災状況等を把握し、その場所以外に移動させることが必要と判断したときは、所定の避難所に誘導、収容する。

(1) 避難誘導の方法

避難誘導にあつては、学級単位、またはできるかぎり、小集団に区分し各集団に教職員を配置し、学級クラス委員等を活用して避難途中における脱落者のないよう配慮し、特に次のことに留意する。

ア 脱落者の防止

小学校の児童等は、施設から出るとき、その集団から離れやすい（恐怖心、父母の安否を心配）から脱落者が出るおそれがあるので、脱落者のないよう充分配慮する。

イ 誘導者の自覚

児童、生徒にとっては、職員が唯一の頼りであるので、的確な判断の上行動する。

ウ 誘導の方法

児童、生徒が引率者を見失うことのないよう色腕章、旗等を用いて誘導する。

3 避難場所に収容後の措置

施設の長は、所定の避難場所に児童、生徒を収容した場合は、次のような措置を行う。

(1) 父母に対する連絡

児童、生徒を収容した場合は、速やかに父母に対し、ラジオ等による広報及び避難所等に氏名及び収容先等を掲示する等、あらゆる方法をもって連絡する。

(2) 解散、帰宅させる場合の措置

災害の状況等から解散、帰宅させる場合は、父母の連絡を待つて引渡すことを原則とする。